

○岐阜県市町村職員共済組合医療費対策委員会設置規程

昭和56年5月29日
規程第19号

第1次改正 平成2年11月26日

第2次改正 平成30年9月12日

第3次改正 令和4年12月5日

(目的)

第1条 岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員及び被扶養者の医療費の適正化等を通じて短期給付事業の健全な運営を図ることを目的として、岐阜県市町村職員共済組合医療費対策委員会（以下「医療費対策委員会」という。）を置く。

（第2次改正）（第3次改正）

(業務)

第2条 医療費対策委員会は、組合の短期経理の財源率をはじめ、短期給付財政の安定化に資するために必要な事項を審議するものとする。

（第1次改正）（第2次改正）（第3次改正）

(委員)

第3条 医療費対策委員会は、委員6人をもって組織するものとし、その委員は組合理事以外の組合会議員において次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数を互選するものとする。

(1) 市町村長である組合会議員 3人

(2) 市町村長以外の組合会議員 3人

2 委員の任期は、組合会議員の任期による。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（第1次改正）（第3次改正）

(会議)

第4条 医療費対策委員会の招集は、理事長が行う。

(庶務)

第5条 医療費対策委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(費用)

第6条 医療費対策委員会の業務に要する費用は、組合において負担する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、医療費対策委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（第1次改正）

附 則

この規程は、昭和56年5月29日から施行する。

附 則

この変更は、平成2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月5日から施行する。